

学校法人三田学園 三田学園中学校・高等学校教職員行動規範

令和3年1月25日

学校法人三田学園 三田学園中学校・高等学校は、1912年(明治45年)に校祖小寺謙吉先生の『国を興し、民生を豊かにするには教育しかない』との思いにより私立三田中学校として創立された。

小寺謙吉先生は『将来日本の運命を負荷するに足る人材を育成せん』とし、英国パブリックスクールでの一流人材育成にその範を求め、「知・徳・体」のバランスを重視した全人教育の理念を制定、「文武両道の実現」を目指す場として三田中学校を設立した。一方で、生徒には「質実剛健」、「親愛包容」の精神を涵養するよう自律を求めた。

三田学園中学校・高等学校はこの建学の精神のもと、多様性を認め時代要請に応える創造性豊かな人材を育成し、持続可能な社会の構築に貢献することを目的として教育に取り組む。

以上の目的遂行のため、私たち教職員[※]は教育機関に課せられた社会的使命や公共性を認識し、学校法人三田学園の構成員としての誇りと自覚を持ち、それぞれの職務、役割の遂行に際して、誠実で高い倫理観を持って、以下の事項を遵守し行動することにより、法人のさらなる発展に努めて行く。

- 1 日本国憲法や教育基本法，学校教育法・私立学校法に則り、かつ『建学の精神』や「教育の理念」・「校規」・「中長期教育目標」等に沿ってそれぞれ人材の育成に邁進し、わが国社会の発展に貢献する。
- 2 常に自己啓発と教職協働に努め、世界の潮流並びにわが国社会の要請に対応すべく教育の改善・改革に積極的に取り組む。
- 3 わが国の法令はもちろん、本法人の寄附行為並びに中学校・高等学校の就業規則及び諸規程・各ガイドラインを誠実に遵守するだけでなく、社会的な倫理・ルールにもとづき行動し、公正で堅実な教育機関としての信頼を高める。

※ここで教職員とは、役員をはじめとする専任の教職員はもとより、有期雇用の教職員も含めた全ての者を対象とする。

以上

(令和2年12月19日 理事会制定)